

特殊詐欺被害防止対策機器の 購入、設置を支援します！



特殊詐欺被害防止対策機器設置助成金交付要綱に基づき、特殊詐欺や悪質商法による高齢者の被害を防止するため対策機器の購入、設置に対し助成金を交付します

《申請期間》

令和2年3月31日まで

助成対象者 市内に住所を有し、65歳以上の者のみで構成された世帯に属する方

助成対象機器 ※詳細は裏面をご覧ください。

例:この電話を録音します

- ①特殊詐欺対策機能付きの電話機
- ②固定電話に接続する自動応答録音装置
- ③固定電話に接続する自動着信拒否装置



助成額 購入、設置に要した経費の2分の1以内（上限5,000円）

注意事項

令和元年4月1日から令和2年3月31日までの間に購入したものに限ります。

50台の先着順のため、購入する前に申請状況について、ご確認ください。

【申請の流れ】

1 中野市消費生活センターへ

申請状況を確認します。

3 防止対策機器設置助成金交付申請書

に必要事項を記入し、領収書および

商品カタログ等を添えて提出します。

2 販売店（電気店等）で対象

機器を購入します。

4 後日、指定口座に助成金が振り込まれ

ます。

問合せ 中野市消費生活センター 電話 22-2201

特殊詐欺対策機能とは？

①自動応答録音装置

ポイント：振り込め詐欺の犯人グループは録音されるのを嫌うため、

「この電話を録音します」の警告が効果的です。

また、録音した音声は、証拠として残すことができます。

②自動着信拒否装置

ポイント：悪徳業者の電話番号を自動的に判断し、着信を拒否する。

電話に出る前に着信が拒否され、電話に出なくて被害を防げる。

対象機器の例

①特殊詐欺機能付き電話機



②固定電話に接続する自動応答録音装置 ③固定電話に接続する自動着信拒否装置



※対象機器について不明な点は、中野市消費生活センターまで問合せ願います。